

平成 23 年 10 月 26 日

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る  
療養費支給申請書の代理受領の取扱い中止について

(概要)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費について、平成 20 年 4 月から平成 23 年 7 月までの間、当広域連合に対して申請された療養費支給申請書において、不正及び著しく不適正な申請が確認されたため、代理受領の取扱い中止の対応を決定いたしましたので、お知らせします。

記

1 代理受領の取扱いの中止となる対象者

氏 名 井上 敏彦 (開設者・施術師)、及びその妻 (事務員)  
施 術 所 名 井上治療院  
施術所所在地 和歌山県岩出市金屋 1 7 1

2 代理受領の取扱いの中止年月日及び中止の期間

平成 23 年 10 月 21 日より 5 年間

3 代理受領の取扱いの中止に至った主な事由

- ① 保険請求することについて被保険者の承諾を得ず、偽造した申請書により、療養費を不正に請求していた。
- ② 同一家屋に対して複数の施術師が往療したように装い、往療料を重複して算定し、療養費を不正に請求していた。
- ③ 医師の同意を得ず、療養費を著しく不適正に請求していた。
- ④ 鍼灸施術において、療養の給付との併用が行われていた。

4 不正受給額

被保険者 15 名 (のべ 246 ヶ月分) 7,600,875 円

(参考)「鍼灸・マッサージ施術に係る制度運用について」

療養費の支給は原則償還払いの取り扱いですが、当広域連合においては、患者等の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には治療院に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給の申請手続き及び給付金の受領を治療院に委任するという、いわゆる代理受領による委任払いにも対応しています。